

2019年11月14日

各位

会社名 株式会社ソフトフロントホールディングス
代表者名 代表取締役社長 野田 亨
(JASDAQ・コード 2321)
問合せ先 執行役員コーポレート部門統括担当 五十嵐 達哉
電話 03-6550-9270

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年12月20日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行」にて別途開示しておりますとおり、2019年12月20日開催予定の臨時株主総会の承認を前提に、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2019年12月20日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 (予定)	2019年12月20日 (金曜日)

以 上

定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の各号の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。 <以下略>	第2条 当社は、次の各号の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。 <以下略>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) <u>(3) 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令および本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集地)</p> <p>第12条 株主総会は、東京都内<u>またはこれに隣接する地</u>において招集する。</p> <p>第13条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿<u>及び</u>新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い<u>及び</u>手数料は、法令<u>及び</u>本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集地)</p> <p>第12条 株主総会は、東京都内<u>又はこれに隣接する地</u>において招集する。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者<u>および</u>議長)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><以下略></p> <p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>および</u>連結計算書類に記載<u>または</u>表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者<u>及び</u>議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><以下略></p> <p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載<u>又は</u>表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第22条 取締役は株主総会の決議によって解任することができる。</p> <p>2. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第22条 取締役は株主総会の決議により解任することができる。</p> <p>2. 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	3. <u>増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第24条</u> 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役会長および取締役社長を各1名、ならびに取締役副社長を若干名選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第25条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)</p> <p><u>第24条</u> 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第25条</u> 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、<u>取締役会長及び取締役社長を各1名、並びに取締役副社長を若干名選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第27条</u> <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第28条</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第28条</u> <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第29条</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第29条</u> <u>取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第30条</u> <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第30条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令および本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程)</p> <p><u>第31条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第31条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第32条</u> （条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第33条</u> 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第34条</u> 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第35条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第32条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p><u>第33条</u> （現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(補欠監査役の予選の効力)</p>	(削除)
<p>第36条 <u>補欠監査役の予選に係る決議の効力は、当該選任決議のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	(削除)
<p>第37条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	(削除)
<p>第38条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(監査役会の決議方法)</p>	(削除)
<p>第39条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第40条 <u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第41条 <u>監査役会に関する事項は、法令および本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第42条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第43条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第34条 監査等委員会の招集通知
	は、会日の3日前までに各 監査等委員に対して発す る。ただし、緊急の必要が あるときは、この期間を短 縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があ るとときは、招集の手続きを 経ないで監査等委員会を開 催することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第35条 監査等委員会に関する事項
	は、法令又は本定款のほ か、監査等委員会において 定める監査等委員会規程に よる。
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第36条 監査等委員会は、その決議
	によって、常勤の監査等委 員を選定することができ る。
(新設)	<u>(監査等委員会の権限)</u> 第37条 監査等委員会は、法令又は
	本定款に定めのある事項を 決定するほか、その職務遂 行のために必要な権限を行 使する。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第38条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第39条</u> 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集権者)</u> <u>第40条</u> 監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。</p>
(新設)	<p><u>第6章 会計監査人</u></p>
(新設)	<p><u>(選任及び任期)</u> <u>第41条</u> 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。 <u>2.</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>3.</u> 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第44条～第45条 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第43条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、2019年12月20日開催の臨時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>